

いわき市水道局指定給水装置工事事業者業務指導要領

第1章 総則

(目的)

第1 この要綱は、いわき市水道事業給水条例（昭和44年いわき市条例第124号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定に基づき、いわき市水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）について水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）及びいわき市水道局指定給水装置工事事業者要綱（平成10年いわき市水道局内訓第2号。以下「事業者要綱」という。）及びいわき市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱（平成25年いわき市水道局内訓第7号。以下「処分要綱」という。）の規定に従って必要な事項を定め、もって給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）の適正な施行を確保することを目的とする。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

法第25条の2、第25条の3第2項、第25条の8、
施行規則第18条、第19条、第20条、第36条に準拠

第2 条例第11条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名
- (2) いわき市水道事業の設置に関する条例（昭和44年いわき市条例第94条）第3条第2項に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることになる法第25条の5第1項により給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 第3条第1項第3号のイからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登

録証明書の写し

- (3) 業務内容を記載した書類（別記様式）
 - (4) 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績を記載した書類（別記様式）
 - (5) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況を記載した書類（別記様式）
- 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式によるものとする。
- 5 条例第11条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。
- 6 指定事業者として更新を受けようとする者は、第2項及び第3項に準じた申請書等を前項の期間（以下「有効期間」という。）内に管理者に提出しなければならない。
- 7 前項の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 8 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期限は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定の基準)

法第25条の3第1項、施行規則第20条に準拠

第3 管理者は、第2第1項の指定の申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - イ 金きりのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ニ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 第6第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

へ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定事業者証の交付)

事業者要綱第2条に準拠。第3項は交付した指定事業者証の提出、第4項は指定事業者証の返戻、第5項は指定事業者証の再交付について定める。

第4 管理者は、第2の指定をしたときは、指定給水装置工事事業者証（別記様式以下「指定事業者証」という。）を交付する。

2 指定事業者は、第2第5項の規定により事業者の効力を失ったとき、第5の規定により事業の廃止を届け出たとき、又は第6の規定により指定の取消しを受けたときは、指定事業者証を返納するものとする。

3 指定事業者は、第5の規定により事業の休止を届け出たとき、又は第7の規定により指定の停止を受けたときは、指定事業者証を管理者に提出するものとする。

4 管理者は、第5の規定により事業の再開を届け出たとき、又は第7の規定により受けた指定の停止期間が終了したときは、指定事業者証を事業者に返戻するものとする。

5 指定事業者は、指定事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

法第25条の7、施行規則第34条、第35条に準拠

第5 指定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止、休止もしくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった日から30日以内に施行規則に定められた様式による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式による第3第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の

日から10日以内に、施行規則に定められた様式による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

法第25条の11第1項に準拠

第6 管理者は、指定事業者が次のいずれかに該当するときは、第2第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第2第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第3各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第5の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13各項の規定する給水装置工事事業の運営に関する基準に従った適正な工事事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第15の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第16の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定事業者の処分)

処分要綱に準拠

第7 指定事業者の違反行為に対する処分は次の各号に定めるところとし、処分の手続き等はいわき市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱によるものとする。

- (1) 指定の停止
- (2) 指定の取消し

(指定事業者名簿及び主任技術者名簿)

指定の重複、主任技術者の重複した選任を防ぐため、名簿に記載することを定める。

第8 管理者は、指定給水装置工事事業者名簿及び給水装置工事主任技術者名簿を備え付け、必要な事項を記載し、常に整備するものとする。

(指定等の公告等)

事業者要綱第3条に準拠。第4項は指定の停止についても公告すると定める。
第10は、厚生労働省通達（令和元年薬生水第1号）による。

第9 管理者は、次の各号に該当するときは、公告する。

- (1) 第2の規定により、指定事業者を指定したとき。
- (2) 第5の規定により、指定事業者から給水装置工事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (3) 第6の規定により指定事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 第7の規定により指定事業者の指定を停止したとき。

第10 管理者は、指定及び更新時に確認した情報を活用し、指定事業者の業務内容をはじめとした水道利用者が指定事業者を選択する際に有用となるような情報について、別記様式にて1箇月毎にホームページにより公表する。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

法第25条の4第3項、4項及び施行規則第23条に準拠

第11 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号、以下「施行令」という。）第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

ロ 第13第2号に掲げる工事に工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ハ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

法第25条の4第1項、第2項及び施行規則第21条、第22条に準拠

第12 指定事業者は、第2第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 3 指定事業者は、主任技術者を選任したときは、施行規則に定められた様式による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

法第25条の8、施行規則第36条に準拠。第2号の「技能を有する者」とは、厚生省通達（平成9年衛水第217号）による。

第13 指定事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに第12第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者（水道事業者等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管技能者、その他類似の名称のものを含む。及び職業能力開発促進法第62条に規定する配管技能士、同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者等をいう。）に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録をその作成の日から3年間保存すること。

イ 施主の氏名又は名称

ロ 施行の場所

ハ 施行完了年月日

ニ 主任技術者の氏名

ホ 竣工図

ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト 第11第1項第3号の確認の方法及びその結果

(指定事業者の義務)

信頼できる指定事業者として適正な給水装置工事を施行するため、指定事業者の義務を定める。

第14 指定事業者は、次に掲げる事項について誠意をもって対応するものとする。

(1) 給水装置工事の申込みがあるときは、正当な理由がない限り拒否しないこと。

(2) 給水装置の修繕工事の申込みを受けたときは、速やかに施行すること。

(3) 給水装置工事は、指定事業者以外の下請人に施行させないこと。

(4) 給水装置工事の完成後6箇月以内に生じた故障については、当該指定事業者が、無償でこれを補修するものとする。ただし、その故障が不可抗力もしくは使用者の故意又は過失に起因するときは、この限りでない。

(5) 法及び法に基づく施行令・施行規則を遵守することはもとより、条例及び条例に基づく規程・要綱等を遵守し、管理者の指示に従い誠実に給水装置工事を施行すること。

(主任技術者の立会い)

法第25条の9に準拠

第15 管理者は、指定事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該工事に関し第13第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

法第25条の10に準拠

第16 管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(工事受付簿の整備及び報告書)

第16の規定により、施行の給水装置工事に関し、帳簿の整備と報告書の提出について定める。

第17 指定事業者は、次の各号の帳簿を備え常に給水装置工事の状況を明らかにしておくこと。

- (1) 給水装置工事受付簿
- (2) 修繕工事受付簿兼施行報告書
- (3) その他管理者が指定するもの

(指定事業者の組合)

事業者要綱第4条に準拠

第18 指定事業者が、法令に基づく団体（以下「組合」という。）を設置し、いわき市水道局に対する業務の連絡機関としようとするときは、当該組合の代表者は、次の各号に掲げる事項を書面で管理者に届け出るものとする。

- (1) 役員又は代表者の氏名及び住所
 - (2) 定款及び登記事項証明書
 - (3) 構成員名簿
 - (4) その他管理者が必要と認める書類
- 2 組合は、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかにその旨を書面で管理者に届け出るものとする。
- 3 組合が解散したときは、当該組合の代表者であった者は、速やかにその旨を書面で管理者に届け出るものとする。

第5章 雑則

(帳簿及び書類等の様式)

第19 この要領による必要な帳簿又は書類等の様式は、別に定める。

この要領は、平成10年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。